



被災宅地復旧費用、耐震診断(精密診断)・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します

☎ 都市計画課 都市計画係 ☎ (232) 4927

町では、平成28年熊本地震で被災した宅地の復旧費用および被災した住宅の耐震改修や、新耐震基準を満たさない恐れのある住宅の耐震診断(精密診断)・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

被災宅地復旧補助金

■申請期間

4月8日(月)～平成32年1月31日(金)
(土・日・祝日除く)

※この補助金は今年度で申請受付を終了します。被災宅地の復旧を予定し、特別の理由により期間内に申請ができない場合は、期間内に事前届出が必要です。

■対象宅地

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地
(民間企業や団体などの社宅や寮は除く)

■交付対象工事(調査・設計を含む)

宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)

- ・宅地のり面の復旧工事
- ・宅地擁壁の復旧・補修工事(ブロック塀やフェンスは対象外)
- ・宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事(家屋の修理などは対象外)

※工事費が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外です。

■補助金額

補助対象経費から50万円を控除した金額の3分の2以内
(上限633万円)

例) 工事費が350万円かかった場合
(350万円－50万円)×2/3＝補助金額200万円

戸建木造住宅耐震診断事業補助金

■申請期間

4月8日(月)～8月30日(金)
(土・日・祝日除く)

■対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・在来軸組工法(木造)で2階建て以下のもの
- ・戸建て住宅で現に居住中であるもの
- ・所有者が町税を滞納していないもの など

■補助金額

補助対象経費の3分の2以内(上限8万6千円)

戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

■申請期間

4月8日(月)～8月30日(金)
(土・日・祝日除く)

■対象建築物

- ・昭和56年5月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震で被災したもの
- ・在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法(木造)で3階建て以下のもの
- ・戸建て住宅で現に居住中であるもの
- ・所有者が町税を滞納していないもの など

■対象事業・補助金額

①設計改修工事一括補助(改修設計・改修工事)

耐震改修工事に要する費用の5分の4以内(上限100万円)
※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものが対象です。

※昨年度までに既に改修設計を実施している場合は、耐震改修工事に要する費用の2分の1以内(上限60万円)

②建て替え工事

補助対象経費の5分の4以内(上限100万円)

※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものおよび被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないものが対象です。

※昨年度までに既に改修設計を実施している場合は、建て替え工事に要する費用の2分の1以内(上限60万円)

③耐震シェルター工事

補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)

※交付対象建築物のうち、昭和56年6月1日以降に着工したのものについては、次のいずれかに該当するものが対象です。

ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」「大規模半壊」に認定されたもの

イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり安全を確保するものです。